

議第92号

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月24日提出

京都市長 松井孝治

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

京都市地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第6条第2項第2号中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

第19条中「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

第67条第1項本文中「第4条第2項第8号」を「第4条第2項第10号」に改める。

附 則

この条例中第67条の改正規定は都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

提案理由

都市緑地法の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。